

## 第20回兵庫県本人確認情報保護審議会 会議録

### 1 会議の日時及び場所

- (1) 日 時 令和5年10月31日(火) 13時30分～14時30分  
(2) 場 所 兵庫県庁第3号館8階会議室(テレビ会議)

### 2 出席委員の氏名

穎川 久美 海道 俊明 島村 健 田中 俊昭 玉置 慎一 水谷 恭子 山田 道子

### 3 庶務のために出席した職員の職及び氏名

総務部次長	陰山 晶彦
市町振興課長	細川 敬太
市町振興課 企画班 主幹	貝原 陽子
	主査 庄田 幸弘
	主任 森田 直貴

### 4 会議に付した案件の名称

住民基本台帳ネットワークに関する特定個人情報保護評価の再実施について

### 5 会議の要旨

事務局より、「住民基本台帳ネットワークに関する特定個人情報保護評価の再実施について」の説明を行った。

#### 【概要】

(事務局説明)

特定個人情報保護評価の再実施が必要となった経緯は、デジタル手続法の公布により住基法等が改正され、国外転出者が、国外転出後も利用可能な「戸籍の附票」を個人認証の基盤として活用することにより、マイナンバーカード・公的個人認証の利用を実現させるもの。

「特定個人情報保護評価」とは、特定個人情報ファイルを保有しようとする又は保有する国や地方公共団体等が、特定個人情報の漏洩等のリスクの予測や分析を行い、リスクを軽減させる措置を講じておくことを評価書により宣言するもの。評価は、5年に1度、再実施を行う必要があるが、その他にも「重要な変更を加えようとする場合」に行うこととされている。「戸籍の附票情報」には個人番号は含まれていないが、「附票連携システム」を使用する際に、「特定個人情報ファイル」を取り扱うため、再実施を行うこととなった。評価書の主な変更点としては、各項目に附票連携システムに関する項目が追加されることとなる。

再実施の手続は、個人情報保護委員会の「特定個人情報保護評価指針」に基づき、住民等からの意見聴取、第三者点検を経て、委員会への評価書提出及び公表することとなっている。これを踏まえ県では、8月7日から9月6日までパブリックコメントを実施した。今は第三者点検の段階で、12月中に、個人情報保護委員会への評価書提出及び公表を予定している。

評価書の概要は「リスク対策」に重点を置いて説明する。基本情報には、附票本人確認情報についての項目が追加されている。

特定個人情報ファイルの概要、附票本人確認情報ファイルの記録される項目「個人番号」に

については、附票情報には個人番号は含まれていないが、国外転出者に係る事務処理に関して、番号法で認められた場合に限り、住民票コードを用いて「本人確認情報ファイル」から個人番号を抽出し、提供等を行う場合がある。提供等の後は、一時的に保存されるのみで、その後システムで自動判別のうえ消去される。

特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策について。特定個人情報の入手については、市町において真正性が確保された本人確認情報及び附票本人確認情報に限定されており、専用のネットワーク回線を通じて入手する。機構が作成して配布する専用のアプリケーションを用いることにより、漏えい・紛失を防止する。市町CSと接続するネットワーク回線は、専用回線を用いており、入手の際は情報の暗号化を実施する等の措置を講じている。特定個人情報の入手は、システム上すべて自動処理で行われるため、人為的なアクセスが行われることはない。

特定個人情報の使用については、本人確認情報ファイルについては、宛名システムへのアクセスは所定のフォルダだけに制限しており、宛名システムから住基ネットの操作はできない。情報は、権限を与えられた職員が認証を行ったうえで、住基ネットでしか出力できないようになっている。さらに、住基ネットの特定の端末から宛名システムへの接続のみにファイアウォールを設置して通信を許可しており、必要な通信以外は行えないよう制限している。附票本人確認情報ファイルについては、宛名システムとの連携は行わない。

端末の操作は、操作者認証を行って、アクセス権限を適切に管理するとともに、操作履歴の記録を取得し保管している。目的外利用の対策については、各部署や市町振興課が実施する研修で指導しているほか、監査等において操作履歴の確認をしている。

特定個人情報ファイルの委託については、「都道府県サーバの運用及び監視に関する事務」と、「代表端末等の運用管理事務」を委託する。委託先には、特定個人情報の閲覧や更新等の権限は付与していない。「都道府県サーバの運用及び監視に関する事務」では、本人確認情報の整合性確認業務等で、特定個人情報ファイルを提供する場合は想定されるが、その場合は該当データにはシステムで自動的に暗号化が行われるため、委託先はシステム設計上、特定個人情報にアクセスできない仕組みになっている。「代表端末等運用管理業務」では、直接特定個人情報に関わらない事務を委託の対象とし、委託作業者の限定や、操作履歴の取得等により不正な使用がないかの確認を行っている。特定個人情報の消去については、システムで自動判別する。委託契約書には、秘密保持、持ち出しや目的外利用の禁止、再委託の条件、漏洩事案発生の場合の委託先の責任等について規定している。再委託については、あらかじめ県の承認を得た場合以外の再委託を禁止し、委託先と再委託先との契約において、個人情報保護の条項を設けるなどの措置を講じている。

特定個人情報の提供・移転については、記録をシステム上で管理し、7年間保存する。また、権限のない職員はアクセスできない仕組みとなっており、媒体を出力する際も、暗号化やパスワード認証を行うとともに、逐一出力記録が残るような仕組みとなっている。

特定個人情報の保管・消去については、都道府県サーバ及び代表端末が保管される場所について、監視カメラを設置してサーバ設置場所への入室者を特定し管理する。ファイアウォールを導入してログの解析を実施するとともに、市町CSとの整合処理を定期的実施し、保存す

る本人確認情報が最新であるかを確認している。

特定個人情報ファイルの取扱いプロセスの中では、全体を通してシステムが自動化されているため、人為的なアクセスが生じない仕組みとなっている。

その他のリスク対策としては、2か月に1回、自己チェックリストにより、システムを利用する全職員が自己点検を実施するとともに、その内容を確認し、必要に応じて指導する仕組みをつくっている。また、内部監査や、外部監査を実施するとともに、その結果をもとに、システム利用部署への指導や、規程の改定等を行っている。さらに、システムを利用する全職員に対し、初任時及び一定期間ごとに研修を実施している。

(委員)

附票連携システムについて自動的に連携されるため、人為的なミスがないことが原則と理解するが、システム上で担保されていることはあるのか。

(事務局)

市町において附票本人確認情報が通知され、附票都道府県サーバ、附票全国サーバへと自動的に連携されていく点から、情報の内容に関しては担保がされている。

(委員)

過去に都道府県知事本人確認情報ファイルに関するシステム上のリスクとの兼ね合いで不備や事故などは発生したことがあるか。

委託先及び再委託先に関する業務の範囲で特定個人情報ファイルに関する業務はないという理解でよろしいか。

(事務局)

過去に操作権限を有した職員による不祥事が発生したことはあるが、システム上で不備や事故は一度も発生していない。委託先及び再委託先に関しては特定個人情報ファイルに関する業務の権限を与えておらず、業務に関しても範囲に含まれていない。

(委員)

特定個人情報を取り扱う上で、照会をする際、人為的に作業するため生体認証が必要となるが、システム上何が自動化されるかについて説明の補足を願いたい。

(事務局)

特定個人情報の入手手段に関して、市町から通知される本人確認情報及び附票本人確認情報が都道府県サーバ、全国サーバへと連携されるということについて自動化を指している。

また特定個人情報（本人確認情報及び附票本人確認情報）の検索、照会をする際に端末に設置されている生体認証が必要となる。

(委員)

特定個人情報保護評価書に関することで、特定個人情報の提供・移転について、提供方法の1つにフラッシュメモリと記載されているが、それらを使う場合はどのようなもの想定している

か。また安全管理についてはどのような措置がなされているか。

(事務局)

通常であれば各端末を使用し、特定個人情報について1つずつ照会を行い、提供・移転の結果を確認するという流れになるが、照会件数が膨大となる場合は一括で照会することが必要となる。その際にフラッシュメモリを使用することで膨大な件数でも他の執行機関へ提供・移転をすることを可能としており、本記載もそのような提供を想定している。

フラッシュメモリに安全管理に関しても、市町振興課が管理しているもののみを使用し、適切に管理し、他の執行機関と安全管理の統一化を図っている。

(委員)

特定個人情報保護評価書の「過去3年以内に、重大事故が発生したか」について、「発生あり」となっているが、どのような内容か。

(事務局)

本記載については、住民基本台帳ネットワークに関するのではなく、まちづくり部での発生事例となっている。兵庫県全体に関する内容も評価書に記載することとなっている。

(委員)

システム自体に障害などが発生した場合は管理している J-LIS から都道府県へ連携することについて問題はないのか。

(事務局)

J-LIS と都道府県及び市町との連携体制は常にとれている。毎年、J-LIS 主導で都道府県との連携体制の確認を図るために「緊急時の対応訓練」が実施されており、兵庫県では市町も併せて実施を行っている。

(委員)

特定個人情報の保護評価書の概要に記載の「特定個人情報の提供・移転」について、それぞれの提供先が異なっていることについて説明の補足を願いたい。

(事務局)

住民基本台帳法の別表及び条例に基づいて本人確認情報及び附票本人確認情報の提供先が定められており、個人番号を含んだ特定個人情報について評価書への記載情報となる。

今回、新たに評価書へ記載となる附票本人確認情報そのものについては個人番号が含まれておらず、番号法で認められた個人番号提供事務における提供先について記載としたもの。